

<厚生労働大臣が定める掲示事項>

■当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■各種指定医療機関

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関

■診療報酬の算定項目のわかる明細書

当院では、患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の解る明細書を無料で発行いたします。

明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。

■医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

■一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

■保険外負担について

- | | |
|------------------|---------|
| ・ 普通診断書 | 2,200 円 |
| ・ 生命保険診断書 | 5,500 円 |
| ・ 身体障害者手帳診断書 | 8,800 円 |
| ・ 網膜色素変性症(新規・更新) | 8,800 円 |
| ・ 目の障害用年金診断書 | 8,800 円 |

■コンタクトレンズ検査料について

- ・初診料 291点
- ・再診料 75点
- ・コンタクトレンズ検査料1 200点

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

【コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名】

医学博士 院長 村上 茂樹

■時間外対応加算3

当院では再診時に時間外対応加算3を算定させていただきます。

この加算の算定により標榜時間外の準夜帯の間、当院通院中の患者様からの電話等による問い合わせに応じます。（初診の患者様には対応できません。）

休日、深夜又は早朝は留守番電話等で対応させていただきます。

当院へのご連絡は0964-22-6600に電話なさってください。

原則として当院で対応致すよう努めますが、止むを得ない事情で対応できない場合は救急指定及び休日当番の医療機関と連携する場合もございます。

■医科点数表第2章10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準に係る手術施設基準で届出が必要な手術の実績件数 0件

（令和5年1月1日～12月31日迄）

■短期滞在手術等基本料1

当院では短期滞在手術等基本料1に関する施設基準を満たし届出しております。

日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されています。

■個人情報保護に関する基本方針

当院は、当院をご利用になる方々の人格とプライバシーを尊重し、下記の基本方針に基づき個人情報を適切に取り扱います。

1. 当院は、個人情報保護に関する法律その他の規範を遵守します。
2. 当院は、医療の提供や医療機関の管理運営に必要な範囲において個人情報を収集し、別に示した利用目的の範囲で情報を利用します。
3. 当院は、個人情報を適切に取り扱うために、個人情報の管理責任者を置き、個人情報保護のために院内全ての従事者を対象に教育・啓発活動を行います。
4. 当院は個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩防止のための安全対策・安全管理に努めます。
5. 当院は、外部委託業者に関しても個人情報が適切に取り扱われるように、当該委託業者との間で委託契約を交わします。

6. 当院は、個人情報の第三者への譲渡・提供を本人の同意なく行うことは原則として致しません。ただし、法令により定められた報告・届出については除きます。
7. 当院では、本人の申し出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。
なお、法令等の定めにより希望に添えない場合もあります。